

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

平成31年2月14日（木）

開催日時 平成31年2月14日（木） 午後2時00分～午後4時04分

開催場所 大会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
高槻成紀 委員
三町章 委員
山口有紀子 委員

説明のための出席者 齊藤豊 教育部長
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長
川上吉晴 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
坂本伸之 学務課長
荒木忍 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
照井幸枝 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
飯島健一 教育総務課長補佐
松長功二 学務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
本橋義浩 指導課長補佐
小影俊一 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は山口委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（6）及び、議案第50号から第53号まで、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

初めに、委員報告事項を行います。

委員報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会及び第2回理事研修会について、森井委員からご報告をお願いいたします。

○森井教育長代理職務者

委員報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会平成30年度第3回理事会及び第2回理事研修会について、私からご説明いたします。資料No.1をご覧ください。

理事会及び理事研修会は1月15日火曜日に東京自治会館において行われました。

初めに、理事会の報告でございますが、4件の報告事項、1件の協議事項及びその他の報告がございましたが、全て了承となりました。

次に、理事研修会について報告いたします。資料の2枚目をご覧ください。

東京都多摩教育事務所指導課長、榎並隆博氏による新学習指導要領の実現に向けてと題した講演がございました。内容といたしましては大きく3点、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」、「特別の教科道徳の取組」、「外国語教育の推進について」でございました。

1点目の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善では、育成すべき資質、能力には「知識及び技能の習得」、「思考力・判断力・表現等の育成」、そして「学びに向かう力や人間性等の涵養」の三つの柱があり、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要とのことでした。

2点目の特別の教科道徳の取組でございますが、求められる道徳科の授業とは個人の直面するさまざまな状況の中で自分はどうすべきか、自分に何ができるのか、実行するためにどのような手立てがあるのかなど、物事を広い視野で多面的、多角的に考え、自己の生き方について考え

を深める学習をすることが大切であり、一つではない道徳的な価値について、子どもたちが多様な視点から交流することを通して、よりよい生き方を考えていくという考え、議論する道徳への質的な転換により児童・生徒の道徳性を育むことが求められているとの説明がありました。

3点目の外国語教育の推進でございますが、今回の改定で重視されている内容としては、小学校中学年から外国語活動を導入し、聞くこと、話すことを中心とした活動を通して、外国語になれ親しみ、外国語学習への動機づけを高めること。そして高学年から発達の段階に応じて、段階的に文字を読むこと、書くことを加えて、総合的、系統的に扱う教科学習を行うこと。さらに中学校への接続を図ることであるとのお話がありました。

また、小中高一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り、日本語の特徴や言語の豊かさに気づく指導の充実が必要であるとのお話もありました。

1時間という限られた中でのお話ではございましたが、榎並課長より大変わかりやすくご説明いただき、内容についても大変興味深いものでございました。私たちが今後学校訪問をする際には、お話のあったこと等を意識しながら、授業参観してまいりたいと思いました。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

事務局報告事項（1）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（1）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、を報告いたします。資料No.2をご覧ください。

平成31年2月13日現在の市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で13校、延べ60学級、中学校で8校、延べ29学級でございます。各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、小まめな手洗い、咳エチケットの励行、教室等の適度な室内加湿・換気等の実施について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

○古川教育長

次に、（2）学校経営協議会を置くことについて、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（２）学校経営協議会を置くことについてを報告いたします。

本件は、小平市学校運営協議会規則第３条第２項の規定により、小平第十一小学校に学校経営協議会を置くこと及び同規則第３条第１項第２号及び第３条第２項の規定により、小平第十三小学校及び小平第二中学校に学校経営協議会を置くことを、当該校長宛に通知するものでございます。設置日は平成３１年４月１日でございます。

初めに、小平第十一小学校についてご説明いたします。資料No.3をご覧ください。

同校では、昨年４月から学校経営協議会設置に向けて、その過渡的な段階である東京都型のコミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校づくりについて研究に取り組み、いわゆる法定のコミュニティ・スクールへの移行に向けて準備を進めてまいりました。

同校では従来から多くの地域人材がゲストティーチャーやボランティアとして学校の教育活動に関わっているほか、青少年対策地区委員会の活動も盛んであり、多くの催しに子どもたちが参加しているという状況でございます。

一方で、学校が抱える課題として、学区域の広さを要因とする登下校時の安全管理の問題や、自治会と学校とのかかわりの希薄さというものがございます。そこで、これまで築いてきた地域人材とのつながりといった伝統的な部分を大切にしつつ、学校を保護者や地域住民が広く参画し課題や目標を共有する場として機能させるために、学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクール化することが必要であると考えております。

また、保護者や地域住民に対して実施したアンケートの結果からも、多くの方々がボランティア活動に対して協力的な姿勢であることがわかった一方で、地域における近所同士の交流が活発ではないことも明らかになりました。

このことから、同校では、コミュニティ・スクール化することにより、地域との交流を促進させることが、教育の質の向上にもつながるものと考えております。

具体的な取組といたしましては、小平第十一小学校が所属する「六中学区」においては、来年度から「こだいらの小・中連携教育」の共通プログラムのうち、「学力向上」「健全育成」「キャリア教育」の三つに重点を絞って取組を進める予定となっておりますが、この３点は小平第十一小学校においても重要な課題でございますので、地域の力を活用しながら課題の解決を図り、教育活動を充実させる必要性が高い分野であると認識しております。

また、六中学区全体では「学力の向上、健全育成の充実、キャリア教育の推進の三つに加えて、地域力の向上、家庭・地域の教育力向上」を推進の柱としておりますので、小・中連携教育の取組とコミュニティ・スクールの取組が互いに補完されるよう取り組んでいるところでございます。

六中学区では小平第七小学校と小平第六中学校には既に学校経営協議会が設置されていることから、小平第十一小学校に学校経営協議会を設置することによって学区内の全ての学校がコミュニティ・スクールとなります。このことを見通して六中学区では今年度から「六中地区連絡協議会」及び「六中地区全体会」を立ち上げ、中学校区全体の課題について情報共有を図り、解決に

向けて取り組むための準備を進めているところでございます。

このように、小平第十一小学校では、コミュニティ・スクール化による教育活動の充実はもとより、既にコミュニティ・スクールとなっている小平第七小学校と小平第六中学校を含めた学区内の連携により、地域の子どもたちを支える体制づくりに取り組んでいく予定でございます。

次に、小平第十三小学校及び小平第二中学校についてご説明いたします。資料の5枚目をご覧ください。

特徴的な事項といたしましては、両校が所属するいわゆる「二中学区」では、平成19年に小平第六小学校が市内で初めてコミュニティ・スクールとして指定され、これまでにさまざまな活動に取り組んできた実績がございます。

そこで、両校では、将来的に小平第六小学校も含めた「二中学区」全体の連携を視野に入れて、2校で一つの学校経営協議会を設置し、相互の連携を密にしながら、小・中学校での9年間を見据えて子どもたちを支える体制づくりを目指すことといたしました。

「二中学区」の地域的な特徴といたしましては、福祉関連施設が充実していて、地域に福祉が根づいているという点があり、子どもたちも地域の催し等に積極的に参加し、地域との交流を深めているとともに、保護者や地域の方も学校の教育活動に熱心に関わっているなど、地域と学校との密接な連携の地盤が整っている状況がございます。

小・中連携教育の取組におきましても、部活動の体験や生徒会と児童会の連携、教員同士の研修交流などに力を入れて取り組んでおり、地域ぐるみの小・中連携教育の実現を学区全体で目指しているところでございます。

このような状況の中、地域的心声を学校現場に取り入れ、同一の組織のもと特色ある小・中連携教育をより深く密接に検討し実現すべく、今年度、2校合同のコミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げて、学校及び子どもたちを取り巻く課題の解決に向けて議論を深めてまいりました。

協議会の体制につきましては、委員全員が参加する全体会、小平第六小学校を含んだ3校の委員が参加する合同全体会のほか、学力向上、健全育成、経営支援の三つの課題別の分科会を開催する予定でございます。

分科会のテーマとして三つの課題を選択した理由でございますが、小平第十三小学校と小平第二中学校は、学力調査の結果が、全国や東京都の平均を下回っているという共通の課題があり、日ごろの学習指導においても、学力向上が課題と感じている教員が多いという状況がございますので、「学力向上」をテーマの一つといたしました。

また、挨拶に始まる生活規律の徹底と児童・生徒の個性の伸長や自尊感情の育成などは、家庭や地域ぐるみで取り組む必要があり、地域に根差すコミュニティ・スクールの基盤ともなり得ることから「健全育成」を二つ目のテーマとして設定いたしました。さらに、三つ目のテーマとして、教育課程を中心とした学校経営上のさまざまな課題に対処するために、「経営支援」をテーマとした分科会を設置することといたしました。これら三つの分科会につきましては、学校の枠を超えて、小平第十三小学校と小平第二中学校の教員と協議会委員で構成され、小・中連携の視点を踏まえてそれぞれの教育課題に取り組む予定でございます。

このような体制を整備することにより、かねてから取り組んでいる「二中学区」における小・中連携教育の取組を基盤にコミュニティ・スクールとしての取組を充実させるとともに、既にコミュニティ・スクールとしての実績のある小平第六小学校とも連携することにより、学区全体で、地域とともにある学校づくりに向けて取り組んでいく予定でございます。

2校で一つの学校経営協議会を設置することは、市内では初めての取組ではございますが、小・中学校9年間のつながりを見通し、児童・生徒をきめ細かに支援・指導できるという大きなメリットがございますので、特色あるコミュニティ・スクールの創り上げることができるものと期待をしております。

また、コミュニティ・スクールの設置が教育委員会の努力義務とされたことから、このような新たな取組を支援していく必要があると捉えているところでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（3）寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（3）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

1は、金1万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

2は、サッカーボール380個、サッカーボール収納袋38袋をFC東京（東京フットボールクラブ株式会社）様より、小平市立小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

3は、展示パネル1台、古文書箱20箱、カラープリンター1台を小平図書館友の会様より、小平市立小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

本日報告いたしますのは6件でございます。うち新規申請は2件でございます。

受付番号（76）フェアリーテニスフェスタは、有限会社フェアリーテニスフォーラムが主催する事業で、親子と一緒にテニスのレッスンを受けることで、親子のコミュニケーションや地域の方とのコミュニケーションを図るきっかけをつくるとともに、健康への意識向上を図ることを目的に開催するものです。

受付番号（77）2019年度一般社団法人小平青年会議所3月度例会「プログラミング教室～挑戦！初めてのプログラミング！～」は、一般社団法人小平青年会議所が主催する事業で、プログラミング初心者の中学生の親子を対象に、親子でプログラミングを行うことにより、子どもが自信をもって新たなことに挑戦できるようになることを目的に開催するものです。

そのほかの4件は例年もしくは、過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（5）事故報告Ⅰ（1月分）について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（5）事故報告Ⅰ（1月分）についてを報告いたします。

1月の「事故報告Ⅰ」の交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。今回ご報告する交通事故は小学校管理下で1件、管理外で1件でございます。

中段をご覧ください。一般事故はいずれも小学校管理下で、5件でございます。

今月の事故報告件数は昨年度同時期と比べ、交通事故が0件から2件へと増加し、一般事故は5件と同数でした。

それでは、小学校の授業中の事故②と③についてご説明をいたします。

初めに、ハードル走での事故②です。1月18日金曜日午前10時10分ごろ、5年生男子児童は体育の授業でハードル走を行っていました。各自で練習を行っている際に当該男子児童は第2ハードルでつまずき、前方へ手をつきながらうつ伏せに倒れ込みました。ひじの痛みを訴えたため、保健室にてかすり傷の手当をして様子を見ました。その後、元気な様子だったので、そのまま授業に戻っていきました。当該児童はハードルの片付けを手伝い、中休みは校庭でドッジボールをするなど元気に遊んでいました。しかし、4校時の国語の授業の際に当該男子児童の顔色がよくなかったため、担任が声がけをするも、受け答えがはっきりしない様子だったので、再び保健室で休ませることにしました。保健室でも養護教諭の質問にうまく受け答えができなかったため、救急車を要請して病院に搬送しました。病院にてレントゲンとCTスキャンを撮りましたが、どちらも異常がなく脳震盪と診断されました。その日のうちに駆けつけた保護者とともに帰宅し、翌日の土曜授業日は大事をとって休みましたが、翌週からは通常どおり登校をいたしました。

次に、バスケットボールでの事故③です。1月18日金曜日午前10時ごろ、6年生女子児童はバスケットボールの授業を行っていました。ほかの児童からのパスを受けようとした際にボールが当該女子児童の右人差し指に当たりました。当該女子児童が痛みを訴えたため、保健室にて

湿布をするなど応急手当を行いました。患部が腫れてきたため病院にて受診をしました。診察の結果、剥離骨折と診断され、しばらく右手を安静にするよう医師からの指示がありました。学校ではボール運動に限らず、体育での安全確保について全教員で改めて確認し、共通理解を図りました。なお、当該女子児童は事故翌日から通常どおり登校し、現在はギプスも外れているという状況でございます。

1月はハードル走やバスケットボールでの事故が続きましたので、今後も安全に配慮した授業が行われるよう学校を指導してまいります。

○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○三町委員

事務局報告事項（2）学校経営協議会を置くことについて、内容を確認させていただけたらと思います。法改正がされて学校経営協議会の運営が変わったということで、先ほど教育委員会として学校に協議会を置くことができる規定から、設置の努力義務が変わったという話がありました。それ以外に変わった主なものとして、どういうものがあるのか確認させてください。

○本橋指導課長補佐

主な変更点でございますけれども、今ご紹介がありました、教育委員会の努力義務とされたことに加えまして、今回、小平第十三小学校と小平第二中学校のケースが該当するように、複数の学校で一つの学校運営協議会を置くことが可能となりました。

○三町委員

ありがとうございました。新しく改定された中での小平第二中学校と小平第十三小学校の取組というのは非常に期待できていると思っています。

内容につきましては、以前に説明を受けたので、特にはありませんけれども、今回、努力義務になって、そして内容的には、例えば委員の選び方について校長の意見を尊重するというようなことが強調されていると思うのですが、以前は教育委員会が指定して、協議して議案として決定していました。今回は教育委員会の懇談会で案が事前に示され、報告事項として上がってきています。つまりもう決定されているということで、事案決定というのが今までと新しく法改正された後の流れが、どう変わっているのかというのが1点。

それから、事務の責任者は教育長なので、通知も教育長名でいいと思うのですが、ここでの教育委員会を使用する意味について、我々は正式に協議し、決定しているわけではないので、教育委員会という名前で学校に通知しているという法的な意味合いを教えてください。

○本橋指導課長補佐

事務の流れといたしましては、今日の教育委員会定例会の場でご報告をさせていただいた後、東京都に対して平成31年4月1日付で学校運営協議会を設置することを通知いたします。それをもって東京都で受領をいたしまして、4月1日付で正式に法定のコミュニティ・スクールに移行するという流れになっております。

通知を教育委員会名で出していることにつきましては、教育委員会に対して設置の努力義務が課されているということで、教育委員会名で通知を発しています。

○古川教育長

今までは協議をして決めていた、しかし、今回は報告事項、それが変わった根拠は何ですかと聞いているので、規定を変えたことについてもう少し説明いただけますか。

○本橋指導課長補佐

法改正の前につきましては教育委員会が指定するという取り決めがございましたけれども、法改正で努力義務が課されたことによりまして、教育委員会が指定をするという手続が不要になりましたので、今回からはこのような形の手続にさせていただいているところでございます。

○三町委員

指定を教育委員会がしない、過去に上がってきたものに対して教育委員会が増やしていくから、事務的に学校を増やしていこうという、そういう事務の流れに入っているというような理解をしました。その場合に、ここの5人の教育委員会では別に決定しているわけではないのに教育委員会名で出ていくという根拠を知りたいということです。

事務的な流れの中で規則や規程で決裁権限が教育長に移っているということであれば、教育長名だと思います。事前に報告は受けて内容も理解しているけれども、教育委員会の意志として通知するのであれば、その線引きをちゃんとしておかないと、今後も曖昧になると思いますのでもう少しわかるように説明していただけますか。

○古川教育長

東京都教育委員会に出す場合は教育長名ではなくて教育委員会名で出すことについてもう少し教えてください。

○本橋指導課長補佐

通常、教育委員会名で通知を東京都にするような形になるかと思います。

○古川教育長

決定にあたって規定を変えたと思いました。

○本橋指導課長補佐

規定を変えたというよりは、これまで何度か法改正について教育委員の皆様にもご説明をさせていただき機会があったと思います。そのご説明の中で今回このような報告事項という形でさせていただきますというご案内は度々させていただいているところでございます。

○三町委員

事前に懇談会で説明を受けていますので報告事項として構わないのですが、文書を教育委員会という名前で学校長に出していることが本当にいいのかという提案です。事務局で意思決定していくという流れであれば教育長名で学校に伝えればいいのではないかと思います。その根拠を知りたいというだけです。東京都に出すときに教育員会名で出すことになっていて、それに準じたということならそれでもいいですけれども、変だというのは否めません。

○出町教育指導担当部長

今ご指摘いただいたところについて確認させていただきたいと思います。

○高槻委員

小平第十三小学校と小平第二中学校の設置する理由について、一般に理由を書く文章は「何とかであるから」と終わるはずですが。特に最後の3行の文章が非常にわかりにくくて、「市内には事例がなく初の試みとなるが」とあり、「創造したいと考える」で終わっています。例えば、「これまで小学校と中学校の連携が今までは必ずしも滑らかでなかったから」あるいは「頑張ってきたけれども、さらにそれを進めるため」というのが理由だと思います。ですから、この文章は、「理由は何かであるから」としたほうがいいのではないのでしょうか。

○古川教育長

創造したいと考えるということは理由にはならないということでしょうか。

○高槻委員

内容を読むと、これまで小中連携がなくてこれが初めての試みだというところが相当強調されています。創造したいということが理由ということでしょうか。

○古川教育長

創造したいということだと思います。

○高槻委員

わかりました。

○古川教育長

コミュニティ・スクールを立ち上げる理由はあるけれども、今回は小中連携では、小平市としては初めての取組であります。だから、特色あるコミュニティ・スクールとして行っていきたいというのが理由だと思います。

○三町委員

私は先ほど小平第二中学校と小平第十三小学校というのが新しく法改正されて複数でのコミュニティ・スクールができるようになるというのが認められるようになり、先進的な取組として特に小中連携の中で一貫した教育ができるような形のコミュニティ・スクールをつくろうということには期待しているという意味で発言しました。

また、そう書いてあると理解しています。

○高槻委員

難しいので、私にはよくわからなかったのですが、今のような背景がむしろ書いてあったほうがいいのではないかと思います。

○出町教育指導担当部長

9年間の連続した学びというようなことで、小学校と中学校が一つの協議会というようなことは事例がなく初めての試みというようなことでございますので、全体を読むと小平第二中学校と小平第十三小学校が意図する理由は読み取れるのではないかと考えております。

○古川教育長

高槻委員、よろしいでしょうか。

○高槻委員

読み取れるかどうかといえは読み取れるのかしれませんけれども、もう少し書いた方が良いと感じました。

○古川教育長

準備委員会として1年間活動してきたので、それはもう当たり前という思いも小平第十三小学校と小平第二中学校にあるのかもしれませんが、それをわざわざ、こういうことがあったから今回設置するというのではなく、成果が見られたということよっての申請なのだと思います。

○森井教育長職務代理者

小平第十一小学校の学校経営協議会についてですが、学校経営協議会の活動内容の中で年間3

回のCS六中地区全体会、また月1回程度のCS六中地区連絡協議会ということで、細かく会が分けられていますが、回数が増えるということは委員にも負担が増えるのではないかと思ったのですが、平成30年度からそういった会を分けていることについてメリットや実際に活動していただいていたかということをお聞きします。また、何のために六中地区連絡協議会と六中地区全体会を分けたのかということについても伺いたいと思います。

それと、地区連絡協議会と全体会については、別紙2の取組参照と書いてあるのですが、全体会で何をやるのか、この表を見て読み取れませんでした。

○本橋指導課長補佐

六中地区連絡協議会につきましては、小平第七小学校と小平第六中学校が会議を開いているところに、今回は小平第十一小学校の管理職、部会長、会長が先進事例を学ぶ意味も込めて参加をしながら情報共有を図る会でございます。

また、六中地区全体会につきましては、今回新しく小平第十一小学校の委員になっていただく方も含めて、小平第十一小学校としての学校運営協議会全体のメンバーがそろった形で先ほどの小平第六中学校と小平第七小学校の会議に参加させていただいて、これも情報共有ですとか、先進事例を学んだりする場として活用しております。この地区全体会に参加した後はそれぞれの学校に分かれて、それぞれの学校での学校経営協議会を引き続き開催しているような状況でございます。

全体会の中で何をやっているかというところにつきましては、先進事例から学ぶということが中心になってくると思います。今後小平第十一小学校が正式にコミュニティ・スクールに移行した場合には先進事例に限らず、3校を含めた学区全体での連携も含めて引き続き連携を強化する場として活用が図られるものと考えております。

○森井教育長職務代理者

平成30年度から行われているのは、六中地区連絡協議会だけで、全体会は平成31年度からということでしょうか。

○本橋指導課長補佐

全体会についても平成30年度から始まっております。

○古川教育長

先ほど、森井委員が質問された、過度に負担がかかるのではないかということに関してはどうでしょうか。

○本橋指導課長補佐

確かに勤務時間外の開催となっておりますので、負担になっていないとは申し上げにくい部分

がありますけれども、ただ、コミュニティ・スクールに移行した際には地域から多くの協力を得られるようになるかと思えますので、その間の負担といいたいでしょうか、準備の段階においてはやむを得ない部分もあると考えております。

○古川教育長

回数が極端に増えるということではないのでしょうか。

○本橋指導課長補佐

極端に増えるということではございません。

○森井教育長職務代理者

小平第十一小学校はコミュニティ・スクールとなった後は、六中地区全体会と六中地区連絡協議会全体会ということで一つにまとめることにもつながりますか。それともこのまま会議が多い状態のままでしょうか。小平第二中学校と小平第十三小学校の場合は全体会ということでまとめられていきます。そのあることのメリットやどういうことで設置されているのかについて伺いたいと思います。

○本橋指導課長補佐

小平第六中学校につきましては、既に小平第七小学校と小平第六中学校がコミュニティ・スクールとして、活動をここ数年来進めていますので、小平第十一小学校としてはまだ追いつかない部分がございます。今の段階では3校合同での協議会の設置ということではなくて、小平第十一小学校単独で学校経営協議会を設置して、今後、実績を積み重ねていく中でまとめたほうが良いということであれば、そういう方向に行く可能性もあると考えているところでございます。

○森井教育長職務代理者

小平第二中学校と小平第十三小学校の学校経営協議会では、小平第六小学校との協議会を合同で行うのが年に2回ということになっており、小平第六小学校もCSとしても実績があるので、新しくCSとして活動していこうと思っている小平第二中学校と小平第十三小学校が入ってくるのは一緒の状況です。しかし、小平第十一小学校の場合は、今までやっていたコミュニティ・スクールも小平第六中学校と小平第七小学校と一緒にするのはまだ大変ということで、その協議会を存続させていく必要があるのかということも疑問です。委員の方にも負担がかかるため、会議の回数を多くしなければならない余程の理由があるとか、そうすることでメリットがあるということなのであれば、それは仕方がないと思います。しかし、そんなに何度も協議会を開催しなければいけないものなのではないでしょうか。

CSとして学校経営協議会が設置されることで地域の方々に支えてもらえる学校づくりということに反対しているわけではないのですが、せっかくやっていただくためには環境を整えて、無

駄なものは省く、必要なものはまとめるという形で続けていければ、さらに皆さんが関わりやすくなるのではないかという思いがあったので、伺ってみました。

○出町教育指導担当部長

小平第十一小学校と小平第十三小学校では地域の抱える課題などは、市内ですから、大きく違うというわけではありません。しかし、個々に見ると多少の違いというのが出てきます。今委員がおっしゃるとおり、これで決まったからずっとこの形ということではなく、メンバーの方たちで話し合っ、よりよい回数や皆さんがもっと参加しやすい時間などをこれから決めていくということも一つの方法です。そういったことで解決を図っていけると思っております。

○森井教育長職務代理者

回数を進めていくうちに、学校にとってよりよい協議会になってもらえれば、まだCSを進めていない学校や地区にとっても進めていきやすい状況になるのではないかと思います。負担感があり大変だという思いがあるとこれから始めようというところにとっては、ハードルが高くなっていくのではないのでしょうか。より地域や学校を取り巻く皆さんが関わりやすくなる形でCSが進められれば、それに越したことはないと考えていますので、よろしくお願ひします。

○古川教育長

指導助言をよろしくお願ひいたします。

○山口委員

一つ教えていただきたいのですが、法改正で小中連携など積極的に行っていくということですが、これからは小中連携という方向になるのでしょうか。小平第十一小学校や小平第六中学校の例でもそうですが、小平第十三小学校と小平第二中学校はすでに連携していて、小平第六中学校などはそれぞれ活動しています。小平第六中学校以外でも小学校区で活動しているところがあれば、将来的に中学校と連携するという方針なののでしょうか。

○出町教育指導担当部長

小中の連携ということに関しましては、これは必ず学校では、協議会が有る無しにかかわらずしていることをございまして、当然協議会がそれぞれ単独であったとしても、これは何らかの形で小中の連携をしていくというのは今後の大きな流れだと思います。

○古川教育長

特にコミュニティ・スクールは小中連携でなければいけないというわけではありません。

○山口委員

小平第十一小学校とか小平第六中学校も最終的にはスリム化されていく方向になっていくということでしょうか。

○出町教育指導担当部長

協議会がある意味が、まさにそこだと思います。ここに来ていらっしゃる地域の方々の思いがありますので、そういう方たちのご意見で今後、会議体が一緒になるのか、連携を重視していくのかということも含めて、話し合っていただくということだと思います。小中の連携というのは今後ますます重要になってきますので、それは十分図っていただきたいと思っていますのでございます。

○古川教育長

小学校ごとだったら学区が違うので出てくる委員が違うのですけれども、中学校区になると重複する方が出てきます。そういうことから同時開催で全体会を行って、後で分科会に別れた方が一日で済むので、委員の負担を減らしたいという思いが小平第六中学校、小平第十一小学校にはあって、今回の小平第十三小学校、小平第二中学校も同じような考えを持っています。

○三町委員

今の関連で確認をしておきたいのですが、小・中連携教育は小平としての方針であるし、我々も必要だと思っていますが、コミュニティ・スクールを小・中連携型、あるいは一貫教育型にするという考えは、私は持っていませんし、また小平市の長期の計画を見ても学校の統廃合等を含めても、校区が整理できるような状況とは思えません。ですから、基本のコミュニティ・スクールは1校の単独ですべきだと思います。今回は中学校に対して、たまたま小学校が二つだけきれいに完結しているエリアだということできたという理解を私はしています。教育委員会として方向を議論するというのであれば、別な機会に言いたいと思います。基本は1校でのコミュニティ・スクールだと私は思っていますので、今後もその姿勢では見ていきたいと思っています。

○古川教育長

あくまでもモデルケースということですよ。

○山口委員

ありがとうございました。わかりました。

○古川教育長

学校経営協議会以外の件でご質問、ご発言はありますか。

○三町委員

事務局報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、お聞きします。新規の76番、フェアリーテニスフェスタの内容は親子と一緒にテニスということです。有限会社という営利企業かと思うのですが、例えば参加費が取られるのか取られないのか、もう少し内容を教えてもらえますか。それによって後援が適切かどうかという判断ができると思います。

○余語教育総務課長

こちらの事業につきましては、参加費が無料となっております。平成23年度までは親子で楽しくテニス教室、テニス初心者無料レッスンなどで毎年使用承認はされていたものですが、今回事業名が変わったということで新規で出させていただきます。また、受付した課からは利益目的、勧誘目的では後援名義は受けられないという話をしたうえで、勧誘などはしないように注意しているところでございます。

○三町委員

わかりました。結構です。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

（協議事項）

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

協議事項（１）平成30年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

協議事項（１）平成30年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.8をご覧ください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、年2回表彰式を行っております。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒、またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。今回ご協議いただくものは、小平市教育委員会表彰等に関する規程に該当する11名、2団体でございます。

なお、前回ご協議いただいたものを含めると、対象者は73名、8団体となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

○古川教育長

このことにつきましては、ご質問、ご意見等をいただきたいと思います。存じますが、「候補者一覧」は

個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

○三町委員

大会名との関係で、それぞれ推測しながら見たのですが、その中で例えば、JOCカップの全国都道府県対抗バレーボール選手権、ECCカップアジア太平洋地域選手権大会、こういうところで全国で幾つとか世界大会2位になっているのですけれども、これは例えばバレーボールでいえば都道府県対抗だから、東京都選抜の中に選ばれて、そのチームが行ったと理解していいのでしょうか。アジア太平洋地域選手権大会というのは、これは同じように日本選抜なのか、あるいはどこかのチームが勝ち上がって世界大会に行ったのか。内容を教えてもらえますか。

○余語教育総務課長

例えばECCカップにつきましては、主催がポニーアジアパシフィック野球・ソフトボール振興協会で、全国にポニーリーグという軟式野球リーグがあり、そこから選抜チームを組むため、今回は16名程度が選抜され、アジアの大会で、中国や韓国などのチームとで対戦したとのことです。その大会で2位だったということでございます。

○三町委員

どちらも都の中で優秀な選手を拾い出して、チームを作った。それから野球は全国のポニーリーグの中の優秀な子が出たという理解をしました。

○森井教育長職務代理者

先日、小平第三中学校が全日本アンサンブルコンテストで東京都の代表になったという話を伺いましたけれども、学校からそのことに関しての連絡はございませんか。

○余語教育総務課長

先月の定例会でお話いただきましたので、学校に問い合わせをして、現在、提出をお願いしている状況でございます。

○森井教育長職務代理者

表彰までには間に合うということでしょうか。

○余語教育総務課長

表彰式までには間に合うように対応したいと思います。

○森井教育長職務代理者

メンバーに3年生もいるかと思っておりますので、ぜひ今年度中に表彰してあげたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○古川教育長

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、「候補者一覧」につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、原案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第46号、平成30年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

議案第46号、平成30年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会3月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、教育費国庫負担金で3,166万2,000円の増、教育費国庫補助金で50万5,000円の増、教育費都補助金で24万5,000円の増、教育債で3,040万円を減額いたします。

歳出につきまして、教育総務費で807万3,000円の減、小学校費で1,898万2,000円の減、中学校費で500万円の減、社会教育費で1,183万2,000円の減、保健体育費で1,161万4,000円の減、合計して教育委員会が所管する教育費で、5,550万1,000円を減額いたします。

初めに、歳入の内容でございますが、教育費国庫負担金につきまして、負担対象事業費の増に

に伴い、増額いたします。

教育費国庫補助金につきまして、新たに創設されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の対象事業として事業採択されたこと等に伴い、増額いたします。

教育費都補助金につきまして、新たに創設された公立学校施設ブロック塀等安全対策支援事業の対象事業として事業採択されたこと等に伴い、増額いたします。

教育債につきまして、起債対象事業費の減に伴い、減額いたします。

続きまして、歳出でございますが、年度末の歳出事業費確定の時期となりますことから、教育総務費につきまして、不要となる人件費を減額いたします。

小学校費の学校管理費につきまして、契約額が確定したことに伴い、不要となる額を減額いたします。

教育振興費につきまして、就学援助受給者の減などに伴い、不要となる額を減額いたします。

中学校費の教育振興費につきまして、就学援助受給者の減などに伴い、不要となる額を減額いたします。

社会教育費の文化財保護費につきまして、事業スケジュールの変更に伴い、不要となる額を減額いたします。

図書館費につきまして、不要となる人件費を減額いたします。

保健体育費の学校給食費につきまして、不要となる人件費及び、契約額確定に伴い不要となる額を減額いたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を省略し、採決を行います。

議案第46号、平成30年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第47号、小平市教育振興基本計画の平成31年度基本的な方向及び主な取組について、提案理由の説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

議案第47号、小平市教育振興基本計画の平成31年度基本的な方向及び主な取組について、を説明いたします。

本案は、「小平市教育振興基本計画」に掲げた目標を達成するための、来年度の基本的な方向及び主な取組を定めるものでございます。

平成31年度の主な取組といたしましては、新規事業が4事業、拡充事業が6事業、継続事業が49事業、合計59事業でございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

議案第47号、小平市教育振興基本計画の平成31年度基本的な方向及び主な取組について、をご説明いたします。

初めに、小平市教育振興基本計画の推進体制でございますが、平成24年度に計画を策定した後、平成27年度の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局において実施することとなりました。このことに伴いまして、市長部局が所管いたします事業につきましては、事業名の後に、「市長部局」と記載しております。

それでは、お手元の議案に沿って、概要をご説明いたします。

1ページには、計画に掲げた「めざす人間像」と、「計画の基本理念」、三つの「教育の目標」、二つの「施策展開の視点」、さらに、本計画とあわせて推進する個別計画と「こだいらの小・中連携教育」の視点について示しております。

2ページ、3ページをお開きください。計画の体系図を示しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

三つの教育の目標を達成するための、15の基本的施策について、新規・拡充・継続を含め、来年度の基本的な方向に沿う主な取組として、59事業を掲げております。このうち、特徴的なものを中心に説明いたします。

初めに、「1 確かな学力の向上」の主な取組の四つ目、「小学校へのALTの配置時間の増」は、学習指導要領の改訂に伴う小学校の外国語活動の増に合わせ、外国人の英語指導助手の配置時間をさらに拡充いたします。

その下の「小学校社会科副読本「わたしたちの小平市」の改訂」は、学習指導要領の改訂に伴い平成32年度に発行する小学校社会科副読本「わたしたちの小平市」について、内容や構成、デザイン等の検討を行います。

続きまして、5ページをご覧ください。

「2 健やかな体の育成」でございますが、1枚おめくりいただいて6ページに記載の一つ目、「小学校給食調理業務委託の実施」は、既に実施している9校に加え、新たに1校で実施いたします。

続きまして6ページ中段をご覧ください。

「3 豊かな心の育成」でございますが、7ページの主な取組の上から三つ目、「小・中学校の肢体不自由児童・生徒への介助員配置の拡充」は、小・中学校に在籍している肢体不自由児童・生徒に対する介助員の配置日数を週3日から週4日に拡充いたします。

その四つ下、最下段の「特別支援教室の設置に向けた整備（中学校）」は、発達障がい等の生徒に対する指導と支援の一層の充実を図るため、これまでの情緒障がい等通級指導学級にかえて、特別支援教室による指導を開始し、在籍校で教員の巡回指導を受けられるようにするための体制等の整備を進めてまいります。

続きまして9ページをご覧ください。

「6 教員の資質向上」でございますが、主な取組の三つ目、「学校における働き方改革」は、市立学校等で勤務する教職員の出退勤管理システムの導入及びスクール・サポート・スタッフの配置を推進いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。

「7 学校の経営力向上」の主な取組の一つ目、「コミュニティ・スクールの推進」は、新たにコミュニティ・スクールとなった3校及び新たにコミュニティ・スクールを目指す3校を支援してまいります。

その二つ下、「部活動指導員の配置」は、部活動指導員を配置することにより、中学校における部活動の維持及び円滑な推進を図ります。

11ページをご覧ください。

中段、「9 地域教育の充実」でございますが、主な取組の二つ目、「小学校放課後子供教室の推進」は、教室実施回数及び特別な支援が必要な子どもの受入体制の充実などを図ります。

続きまして、12ページをご覧ください。

「10 教育環境の整備」でございますが、主な取組の一つ目、「学校大規模改造工事の実施」では、小平第五小学校、小平第十小学校の工事に加え、新たに小平第八小学校の工事の設計を行います。

13ページをご覧ください。

「学校トイレ改修」は、学校内のトイレの洋式化改修を推進するものです。

その下の「ブロック塀等の撤去・改修」は、児童・生徒の安全確保のため、国・都の補助金を活用し、ブロック塀等のフェンス化改修を行います。

その二つ下の「通学路等防犯カメラの設置」は、中学校の通学路も含め、新たに16台の防犯カメラを設置いたします。

続きまして、同ページの「11 生涯学習の推進」でございますが、14ページに記載の主な

取組の一つ目「公民館事業企画委員会の円滑な運営」などにより、市民参画や協働の推進を図り、地域の拠点化を推進してまいります。また、中ほど以降に記載しております、東京オリンピック・パラリンピックをきっかけとしたさまざまな講座を開催いたします。

続きまして、15ページをご覧ください。

「12 図書館の充実」でございます。主な取組の最下段の「ブックスタートの実施」や16ページに掲載しております「図書館のブランディング」の実施などにより、図書館の価値や愛着を高め、引き続き図書館の活性化を図ってまいります。

続きまして、17ページをご覧ください。

「14 郷土愛と後継者の育成」でございますが、主な取組の二つ目、「鈴木遺跡国指定史跡化の推進」は、国指定史跡化具申の基礎資料とするため、これまでの発掘の成果をまとめた総括報告書を作成いたします。

最後になりますが、18ページをご覧ください。

「15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討」の「学校給食センターの建替え」は、平成31年度に事業者の決定及び契約を行います。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町委員

1点だけ、お聞きしたいのですけれども、7ページ、小・中学校の肢体不自由児童・生徒への介助員配置の拡充とありますがこれはいいことだと思います。これまで3日ということで、かなりいろんな要望があったと思います。今までの議会答弁を見ていると、なかなか難しいということで長年いたと思います。この4日に拡充というなったことについて、何か大きな方向転換、あるいは考え方が変わったということがあれば教えてください。

○荒木教育施策推進担当課長

障害者差別解消法が施行されたことが一つ大きなことでございます。合理的配慮が求められるというところから、介助員についても拡充の方向性を示したところです。

同時に、保護者に残りの日数については介助をお願いしていたところですが、保護者にも同じような障がいがあるなど、支援が難しいご家庭があるという昨今の状況を踏まえまして、今年度についてはさまざまな財政のことも踏まえて1日拡充したという状況がございます。

○三町委員

わかりました。大変ありがたいことです。市長部局のほうでそういった状況を理解して予算をつけていただいたということで理解します。

○山口委員

10ページ、部活動指導員の配置についてですが、これは今後、拡大していく方針なのでしょうか。それと、指導員のガイドラインというのか、なるべく市内の人をとるか、市外でも専門性のある方を積極的に採用するとか、スポーツ教室などの民営の方でも採用ができるとか、そういう人材のガイドラインはあるのでしょうか。

○本橋指導課長補佐

部活動指導員につきましては、昨年4月1日の法改正により、新たに法的に位置づけられた制度でございます。平成31年度から本市においても初めて導入するところでございますが、全校への配置ということは難しい状況でございます。引き続き拡充に向けて取り組んでいきたいと思っているところでございます。

人材につきましては、既に外部指導員ということで学校と信頼関係がある方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方を中心に学校のほうで人材を選定し、部活動指導員に充てていただくような形になろうかと思えます。特に人材バンクというような形では今のところは考えてございません。

○山口委員

ありがとうございました。

○高槻委員

基本的なことの確認です。教育振興基本計画があつて、予算に関連して年度ごとの実行することが記載されているのでしょうか。

○余語教育総務課長

教育振興基本計画は、10年計画で策定し、昨年度改訂して5年間の計画になっているわけですが、その毎年の計画を推進していくということで継続の取組のほか、計画には載っていない取組も新規で載せ、年度ごとに基本的な方向と主な取組を定めております。

○高槻委員

実際に予算化に伴ってできる、あるいはしたことというのが100%一致しない場合がありますが、そういうことはどうなっているのですか。

○余語教育総務課長

教育振興基本計画に載せた時点では予算化されていない取組もございますが、予算化を見込んで、計画に載せておりますので、予算の確保を目指してまいります。

○森井教育長職務代理者

9 ページ、学校における働き方改革の中の②スクール・サポート・スタッフ配置支援事業の拡充について、一般教員の負担軽減を図るためにとても必要な措置だと思いますけれども、実際どのような形でこの拡充というのは進められていくのか伺いたいと思います。

○出町教育指導担当部長

スクール・サポート・スタッフの勤務時間は、1日あたり5.5時間と決められておりまして、学校といらしていただく人の都合とで調整をさせていただいております。実際の仕事としては、教員が行うプリントの印刷や教材の準備、片づけなどをお願いしているところでございます。

○森井教育長職務代理者

このスタッフは臨時職員ということですが、教員免許など、資格を持っているかなどの採用基準は、学校ごとで決められるのですか。教育委員会が登録してから必要な人材を求めている学校に配置するということになるのか、どういう形でサポートスタッフが配置されるのかについて伺いたいと思います。

○出町教育指導担当部長

多くは学校がお願いできそうだという方をこちらに申請していただいて、働いていただいている現状がございます。

○森井教育長職務代理者

資格要件はありますか。

○出町教育指導担当部長

特にございません。

○森井教育長職務代理者

今現在もそういう形がかかわってくださっている方がいらして、そのことがその働き方改革の一つというところの意味合いで増やしていきたいということで理解しました。

○出町教育指導担当部長

現在も複数校で既にやっていただいております。管理職や先生方からの声を聞きますと、非常に助かっているという声が多いです。ですので、働き方改革の一環というようなことも含めまして拡充を図っていきたいと考えております。

○三町委員

その部分の確認ですけれども、これは国と都から10分の10の補助を受けているかと思えます。そういう意味で市として拡充したいとって拡充できるものなのかどうかは1点。それから、もう一つは文部科学省のスクール・サポート・スタッフという概念は、一般教員とそれから管理職を分けて両方をスクール・サポート・スタッフという位置づけで整理していると思えます。ここだけで見ると、一般教員となっているのですが、小平市では管理職等の事務軽減についてのサポートというのをどう考えていくのかということの2点、お願いします。

○出町教育指導担当部長

確かに、市の予算だけではないところがございまして、打ち切られれば市から全て持ち出しということになってしまいます。そうすると財源が難しくなってきますので、そうした場合にはできなくなるということもあると思えます。これまで東京都と話をしている限りでは、1年、2年で廃止になるということはないだろうというような感覚を持っているところでございます。

あと副校長につきましては、小平第十小学校に副校長の補佐という形で1名入っていただいております。これも学校としては、特に副校長は助かっているというようなお話をいただいております。また、今後も国また都からいろいろな策が恐らく出てくるのではないかと思いますので、そういったものは十分に活用していきたいと考えてございます。

○古川教育長

ほかには、よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号、小平市教育振興基本計画の平成31年度基本的な方向及び主な取組について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第48号、平成31年度教育予算の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

議案第48号、平成31年度教育予算の申出についてを説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するにあたり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

9ページをご覧ください。教育委員会で所管いたします10款教育費につきましては、前年度予算比1.3%増の、59億2,513万8,000円でございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

初めに、平成31年度一般会計予算の全般的な特徴につきまして、説明申し上げます。

平成31年度は、新しい時代が始まる節目の年度です。また、10月からは消費税の増税に合わせてさまざまな制度変更や施策が展開されるなど、行政を取り巻く環境は大きく変わり続けています。このような中、厳しい財政状況ではありますが、さまざまな主体と連携しながら、小平市が魅力あるまちとして持続的に発展していくための予算として編成されております。

教育委員会が所管する事務の平成31年度予算では、花小金井南中学校地域開放型体育館の建設、登下校区域への防犯設備の整備、学校における働き方改革、コミュニティ・スクールの充実、放課後子ども教室の推進などに取り組みます。

それでは、議案資料に沿って平成31年度予算について概要をご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

初めに「歳入」につきまして、額の大きな歳入について順にご説明いたします。「国庫支出金」として、上から一つ目、第十二小学校増築、その三つ下、花小金井南中学校地域開放型体育館新築、その六つ下、防災機能強化事業（小学校）、その下のブロック塀等臨時特例交付金（小学校）、その五つ下、花小金井南中学校地域開放型体育館新築、その三つ下、ブロック塀等臨時特例交付金（中学校）が主なものとなっております。

次に、「都支出金」では、4ページの上から六つ目、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金、その三つ下、スクール・サポート・スタッフ事業補助金、その八つ下、東京都公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金（小学校）、5ページの上から三つ目、東京都放課後子供教室推進事業費補助金、その下の東京都地域学校協働活動推進事業費補助金、中段の都給与事務費、続いて、その七つ下、学校臨時職員賃金等、その下のスポーツ教育推進関連事業などに係る東京都の補助金及び委託金が主なものとなっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

「市債」では、上から八つ目、第五小学校大規模改造工事、その下の第十小学校大規模改造工事、第十二小学校増築設計・工事、万年塀等改修工事（小学校）、一つあいて、第八小学校大規

模改造設計、続いて、その四つ下、花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事、その下、万年堀等改修工事（中学校）などが主なものとなっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

平成31年度当初予算につきましては、ただいま、教育部長より提案説明申し上げましたとおり教育委員会が所管する教育費の総額は、59億2,513万8,000円で、一般会計全体の8.9%を占めております。教育委員会が所管する教育費の歳出予算につきましては、前年度の当初予算の、58億4,630万5,000円に比べ、7,883万3,000円、1.3%の増となっております。なお、市長部局で執行いたします予算を含めました10款教育費の総額は、63億6,670万3,000円で、前年度の予算との比較では、1億3,084万2,000円、2%の減となっております。

10ページからは教育部の各課の分について、事業別にお示ししております。

なお、12ページ下段から13ページにございます文化スポーツ課でございますが、学校施設のスポーツ開放に関すること、また、文化財に関することは、市長部局が補助執行しておりますが、引き続き、教育委員会が所管する事務となりますことから、ここに含めて掲載しております。

平成31年度の教育委員会の主な事業につきましては、先ほどの議案第47号「小平市教育振興基本計画の平成31年度基本的な方向及び主な取組」でお示したとおりでございます。

繰り返しとなりますことから、改めての説明は、省略させていただきます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町委員

歳入のところ例えば4ページに平成31年度歳入予算の項目があって、それぞれの内容項目の説明で、例えばスクールソーシャルワーカー活用事業補助金では2分の1は補助金だと理解しました。それよりも少し下のスクール・サポート・スタッフ事業補助金は10分の10、全部が補助金で、うち国が3分の1ということになると、3分の2は東京都が出しているというような理解でいいのでしょうか。それと何も書いていない括弧は東京都の補助金がついているというような理解でいいのでしょうか。

もう1点は、例えば10分の10の補助なのに、今年度予算額がついている項目があります。100%補助であればお金がいらぬというのがほとんどだと思うのですけれども、その意味合いをどう理解していいのか教えてください。

○余語教育総務課長

10分の10、うち国3分の1というのは委員がおっしゃるとおりで、3分の2は東京都の補助金になります。

○三町委員

10分の10なのに予算がついているものがあるのはどうしてでしょうか。

○余語教育総務課長

10分の10の補助であっても支払いのための歳出予算が必要でございまして、事業終了に伴い支払い額と同額が歳入されます。歳出予算の方が、この歳入の額を上回っているような場合については、補助対象事業費ではない歳出があることが想定されます。

○三町委員

例でいうと、中学校特別支援教室設置条件整備費補助金で、10分の10となっていて、それに対して200万ついています。対象部分以外にも整備しなければいけないので予算がついているという理解をしていいのでしょうか。

○余語教育総務課長

一般的には補助対象となる歳出と補助対象とならない歳出もございまして、補助対象とならない歳出が補助額を上回っているものと認識しております。

○三町委員

例えば、200万ついているのは整備するのに補助金をつくけれども、その整備全体から見るとそのうちの一部しかならないという読み方としてわかりました。

○古川教育長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第48号、平成31年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第49号、平成31年度使用特別支援学級教科用図書の追加採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

議案第49号、平成31年度使用特別支援学級教科用図書の追加採択についてを説明いたします。

平成31年度に小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書につきましては、平成30年8月16日の教育委員会定例会において採択が行われましたが、その後、本市で採択した一般図書の一部について供給不能であることが判明いたしました。

本議案は、既に採択済みの一般図書に替えて、別紙のとおり採択するものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第49号、平成31年度使用特別支援学級教科用図書の追加採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時55分まで休憩します。

午後3時39分 休憩